

予算決算常任委員会審査報告

令和2年6月17日

飯綱町議会議長 大川 憲明 様

予算決算常任委員会委員長 渡 邊 千賀雄

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第52号	令和2年度飯綱町一般会計補正予算（第2号）	可決

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑について報告します。

○議案第52号 令和2年度飯綱町一般会計補正予算（第2号）

質疑①：新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済危機や失業等で生存を脅かされている人がいる。最後の拠り所である生活保護制度を利用しやすくするための手立てを講ずるのは町の責務だと考えるが対応を伺う。また、今回の補正予算の編成において、この点についての考慮はされているか伺う。

回答①：生活困窮者等の支援については、社会福祉協議会において、県の制度である緊急小口資金や総合支援資金の貸付けを行っている。生活保護については、保健福祉事務所において、申請から決定、支給までの事務を行っている。当町については、長野保健福祉事務所の管轄である。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う、新規の申請は1件もない状況。また、現段階での予算措置はなく、国や県の支援制度で対応している。

質疑②：申請を躊躇っている人のため、幅広い広報が必要と思うがいかがか。

回答②：生活保護を受ける場合、資産等の処分が必要となる。今回の新型コロナにより、資産を処分してまで生活保護を受給するよう指導することが良いのか、または、社会福祉協議会等の貸付支援に対する返済の猶予等を検討し

た方が良いのか。それぞれの事案について、総合的に検討していくべきと考える。

質疑③：商工費について、商工振興費の負担金、補助及び交付金の関係で、国の制度の対象とならず、補正された事業の対象となる事業者の範囲は。

回答③：今回の補正は、商工会等の意見を参考にし、町独自の支援制度を策定したもの。国や県が指定し、活動の自粛を要請された産業分野に限らず、すべての産業分野を対象とする。具体的には、20%以上の減収益となった事業者。支援額は、法人は20万円、個人は10万円を考えている。

質疑④：20%以上の減とは、どこを基準としたか。

回答④：貸付の優遇措置を受ける場合は15%というガイドラインがあり、持続化給付金は50%以上となっている。近隣では15%としているところもあることは承知している。20%とした明確な基準はない。

質疑⑤：持続化給付金は、基準を前年同月比としているが、当町も同様か。

回答⑤：同様である。ただし、1年以内に事業を開始した事業者については、前年同月比を求められないため、1年の事業計画等から算出して扱うことも方法だと考えている。

質疑⑥：ただ今の回答のとおり、1年以内に企業された事業者に対する支援も考えていただきたかった。その点は、大丈夫と受け止めて良いか。

回答⑥：そのように対応する予定。

質疑⑦：商工費について、東高原ゾーン整備事業全体で1,060万円、うち負担金、補助及び交付金で230万円となっているが、内容の詳細は。

回答⑦：飯綱東高原観光施設については、オーガニックリゾート株式会社が平成21年7月から指定管理者として公衆浴場の営業許可を受け、天狗の館の運営を行ってきた。平成22年10月、県が公衆浴場におけるレジオネラ菌発生防止に関する規定を整備するため、条例を改正した。その際、既存設備については、例外規定として、従前通り使用できるとされた。ただし、次の場合、新たに設けられた基準が適用されることとなった。1、浴室の構造や設備を変更するとき。2、営業者が変更になるとき。3、施設の大規模な改修をするとき。この度のオーガニックリゾート株式会社からファーストパシフィックへの指定管理者の変更に伴い、2の営業者が変更になるときが該当し、結果的に新たに設けられた基準が適用されることとなった。そこで、改めて公衆浴場の営業許可申請を行ったところ、設備の改修が必要との指摘があった。そのため、天狗の館は4月1日から休業を余儀なくされた。その後、改修計画の検討から工事の実施、県の検査を経て、4月30日に営業許可を得た。その間1か月分の休業補償的費用として、天狗の館及び観光施設管理に必要な人件費や車両維持費など、最低限の管理固定費830万円を指定管理委託料として計上した。また、新型コロナウイルス感染

拡大防止の観点から、天狗の館を含む町有施設の休業要請を5月15日まで延長したため、1か月半にわたる休業を余儀なくされた。昨年からは指定管理者となっていれば受給できたはずの国の持続化給付金200万円、また長野県の休業要請に従い休業を実施したが、指定管理料を受けていたため、感染拡大防止給付金の対象外となった30万円、合計230万円を計上した。

質疑⑧：議案第52号で補正予算の増額は、9,285万1千円となっている。定例会初日の町長あいさつの中で、9,550万円と述べている部分があるが、どのように捉えたら良いか。

回答⑧：町長あいさつの9,550万円は、新型コロナウイルス対策の部分。内容は、3款民生費の地域福祉推進事業の60万円と一人親世帯生活支援事業の180万円、4款衛生費の病院施設費の6,600万円、7款商工費の商工振興対策事業の1,650万円と東高原ゾーン整備事業の1,060万円の合計となる。

質疑⑨：町民の生活、あるいは経済的困窮度等の実態把握をどのように実施し、補正予算を編成したか。

回答⑨：商工振興費については、町内事業者、法人30、個人事業主270のうち、半分を見込んで算出し、補正予算を編成した。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。